

臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）について

＜対象世帯＞

令和4年6月1日における住民登録において、同一の世帯に属する全員が、令和4年度分の住民税非課税である世帯

■給付金の対象となる世帯

本市では、給付金の対象と想定される世帯に本通知をお送りしています。

次の①～③のすべてに当てはまる場合に限り、給付金を受け取ることができます。

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- ③ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではない。

（注意）※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

＜給付額＞ 1世帯あたり10万円 ※受給には手続きが必要です。

＜給付金の受取方法＞

原則、金融機関口座への振り込みとなります。

金融機関の口座がない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方は、現金での受け取りもできますが、口座振込よりも時間がかかりますのでご了承ください。

＜受給するための手続き＞

同封している「記載例」を参考に、「臨時特別給付金支給要件確認書（住民税非課税世帯等）」（薄いオレンジ色の用紙）に必要事項（確認項目、受取方法、世帯主氏名、確認日、電話番号）を記入の上、**返信用封筒で返送**してください。

原則、手続きは**郵送**とし、持参は受け付けておりませんが、やむを得ない場合は、大牟田市臨時特別給付金コールセンターまでご相談ください。

＜支給日＞

給付金の支給日が決まりましたら、支給決定通知（ハガキ）を送ります。

確認書の受付から、概ね1か月後に指定された口座に振り込みます。



＜確認書の提出期限＞9月30日（金）

（郵送の場合は、9月30日当日消印分まで有効）

注意！！期限までに、確認書の提出がない場合は給付金の受給を辞退したものとみなします。

（お問合せ）大牟田市臨時特別給付金コールセンター

TEL 050-3196-8783

《9:00～17:00（平日のみ）》